

「クリーンポート・きぬ」からの お知らせ

〒304-0054 下妻市中居指1100番地
TEL 0296-43-8822 FAX 0296-43-8825
HP <https://www.kouiki-shimotsuma.or.jp>



クリーンポート・きぬ場内の混雑軽減のために（お願い）



- 少量のごみ搬入者が増え、場内が混雑しています。混雑軽減のため、下記のことにご協力ください。
 - ・家庭から出るごみは、**市(町)指定のごみ袋に入れて集積所に出してください。**
 - ・空き缶・空きびん・ペットボトル・段ボールなどは、分別して**資源物として集積所に出してください。**
 - ・粗大ごみはシルバー人材センターの戸別収集を利用してください。 ※紙面右下を参照

ごみを搬入できる日時、搬入できるごみ

搬入できる日		受付時間	搬入できるごみ
毎週	月曜日～金曜日	9:00～11:45 13:00～16:30	粗大ごみ（可燃ごみ 不燃ごみ）
	毎月第2土曜日	9:00～11:45 13:00～16:00	粗大ごみ（可燃ごみ 不燃ごみ）
	毎月第4土曜日	9:00～11:45 13:00～16:00	粗大ごみ（不燃ごみ）

- ※第1・3・5土曜日、日曜日、祝日等の受付時間外は搬入できません。
- ※受付時間内であっても、場内が混雑した場合は、搬入をお断りすることがあります。
- ※可燃ごみ、不燃ごみ、資源物(空き缶、空きびん、ペットボトル、段ボールなど)、有害ごみ(蛍光管、乾電池)は**集積所に出せるごみ**です。集積所に出せば、**ごみ処理手数料はかかりません。**

ごみ処理手数料

- ごみを「クリーンポート・きぬ」に搬入し、処理するにはごみ処理手数料がかかります。
 - ・家庭系一般廃棄物：一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ……………**152.9円/10kg**(消費税込)
 - ・事業系一般廃棄物：事業所、商店や農業生産活動など事業活動に伴って生じた産業廃棄物かつ家庭系一般廃棄物以外のごみ……………**220.0円/10kg**(消費税込)
- ※ただし、搬入量が10kg未満でも10kg分の処理手数料がかかります。

ごみを搬入する場合の注意

- 住所が確認出来るもの(運転免許証など)の提示をお願いします。
- 搬入するごみは、**下妻市・八千代町・常総市石下地区から出たもの**に限ります。
 - ※搬入者の住所とごみが出た場所が異なる場合、ごみが出た場所がわかるもの(公共料金の明細書など)の提示をお願いします。ただし、搬入者は本人又は親族(要証明書)に限ります。
- 自己搬入**が原則です。(他人のごみは搬入できません) ●搬入者自身での**手おろし**となります。(ダンプアップは原則禁止です)
- 「可燃ごみ」「不燃ごみ」に**分別して**おろせるように搬入してください。
- 中身が見える袋**(透明・半透明のビニール袋など)に入れてください。**中身が見えない袋など**による搬入は、お断りすることがあります。
- 木の枝などは**「長さ2m、太さ15cm」**までです。**長さ50cm以上のものは、ヒモで束ねてください。長さ50cm未満の枝や葉、草などは中身が見える袋に入れてください。**
- 置の搬入は**1日16枚**までです。 ●搬入できる車は**2トン車**までです。(※車検証記載の最大積載量)
- トラックなどで搬入するときは、ごみを落とさないように**シート**などでおおってください。
- 事業系一般廃棄物で搬入できるものは、「紙くず」「従業員の飲食物 飲食容器」「動植物性残さ(飲食店から出た生ごみ、畑や市場からの野菜や果物)」「事業所敷地内の草木」**が原則となります。

上記を守れない場合や、職員の指示に従わない場合は、ごみの搬入をお断りすることがあります。

搬入できないごみ

●次のものは、搬入できませんので、販売店や廃棄物処理業者に相談してください。

- 産業廃棄物**【事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法で規定された種類の廃棄物。燃え殻、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、製造に伴い排出される木くず・紙くず・繊維くず、業務用機器、パレットなど】
- 建築廃材**【家屋解体に伴う木材(リフォームを含む)、瓦、コンクリートガラ、レンガ、ブロック、土砂類、石膏ボード、ソーラー温水器(パネル含む)、太陽光発電パネル一式、その他家屋付帯設備など】
- 農業廃棄物**【農業機械、農業用ビニールやビニールハウスなどの農業資材、農薬など】
- 自動車部品**【タイヤ、シート、バンパー、エンジン、マフラーなど】
- その他**【消火器、火薬、塗料、シュロの木、ピアノ、焼却灰、ガスボンベ、バッテリー、バイク(50ccを超えるもの)、木の枝などで長さ2m・太さ15cmを超えるもの、冷媒(フロンガスなど)が入っている器具、事業所排出の粗大ごみ、分別していないもの、多量に排出されたもの、処理施設に支障をきたすおそれのあるもの、構成市町以外の地域から排出された廃棄物など】

※その他ごみの搬入について、不明な点があれば「クリーンポート・きぬ」へお問合わせください。

●パソコンについて

パソコン(デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、標準添付品)を処分する場合は、各メーカー、販売店、(一社)パソコン3R推進協会にお問合わせください。

●**問合せ先** パソコン3R推進協会 TEL03-5282-7685 HP <https://www.pc3r.jp>



使用済みリチウムイオン電池(が使用された製品)の捨て方について

- リチウムイオン電池は火災事故を起こす原因になります。集積所に「**有害ごみ**」として出してください。
- クリーンポート・きぬに搬入する場合は、**他のごみと分けてお持ちください。**(このマークが目印です↓)
- 小型充電式電池などはリサイクルすることができます。詳細は一般社団法人JBRCのHPでご確認ください。

●**問合せ先** (一社)JBRC HP <https://www.jbrc.com>



主な製品の例

モバイルバッテリー
電動シェーバー
電子たばこ など



エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機について

- 標記の家電4品目は「家電リサイクル法」でリサイクルが義務化されています。処分方法は以下のとおりです。
- 処分方法によってはリサイクル料金の他に、別途、**収集運搬料金が必要になります。**

●**問合せ先** 家電リサイクル券センター TEL0120-319-640 (午前9時~午後6時 日・祝休)

処分方法		収集運搬料金	リサイクル料金
買い替える場合	①新しい家電を購入する小売店へ引取りを依頼	各小売店にお問合わせください。	
	②処分する家電を購入した小売店へ引取りを依頼		
処分のみの場合	③自ら下記の指定引取場所へ搬入	なし	種類やメーカー、サイズにより異なります。家電リサイクル券センターにお問合せいただくか、右のQRコードから検索してください。
	④自らクリーンポート・きぬへ搬入	1,650円/台	
	⑤シルバー人材センターへ戸別収集を依頼	2,200円/台	

※③~⑤について、リサイクル料金は郵便局でお振込みください(別途振込手数料が発生します)。

●**指定引取場所** 平和貨物運送株本社営業所(令和8年4月1日時点) 住所 下妻市下木戸365番地1 TEL 0296-43-3653

●**料金・営業時間**などのお問合せは、各対応先をお願いします。

問合せ先

●「**クリーンポート・きぬ**」 TEL 0296-43-8822

- 家庭や商店、会社などのごみを自分で持ち込み、処理するとき。
- 商店や会社などのごみの収集に関すること。

●**(公社)下妻地方広域シルバー人材センター**

- 粗大ごみの収集、粗大ごみ処理券の区分・販売に関すること。
- 住所 下妻市本城町3丁目36番地1 (下妻公民館1階)
TEL 0296-44-3198

●**各市町担当課**

- 集積所や収集日に関すること。(集積所に出すごみの分別、休日などの収集日)
- 粗大ごみ処理券に関すること。

- 下妻市環境課 TEL 0296-43-2111
- 八千代町環境対策課 TEL 0296-48-1111
- 常総市生活環境課 TEL 0297-23-2111